物　　件　　調　　書

物件番号	1409

所在地	高知県長岡郡本山町本山字十王堂３６５番３						
住居表示	――――――						
現況地目及び面積等	宅地	869.71 ㎡				工作物	一式
						立木竹	―
登記簿記載事項	地番	３６５番３					
	地目	宅地					
	数量	869.71㎡					
接面道路の状況	南西側　　舗装町道　　幅員約　3.7～4.0 m　　（法第42条第2項道路）						

法令に基づく制限	建築基準法 都市計画法	都市計画区域内（非線引）	
		用途地域	指定なし
		地域・地区	指定なし
		建ぺい率	７０％
		容積率	２００％
		高度制限	指定なし
		防火指定	指定なし
	その他	宅地造成及び特定盛土等規制法第１２条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条　　景観法第１６条	

私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容	
	道路後退	有	負担の内容	下記参考事項欄のとおり

供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線　有	―	―
	公営水道	接面道路配管　有		無
	公共下水道	接面道路配管　無	未定	未定
	都市ガス	接面道路配管　無	未定	未定

交通機関	鉄道等	―
	バス	さくらバス竹ノ端バス停の東方　約0.07㎞　徒歩１分

公共施設	本山町役場	本山小学校	嶺北中学校

参考事項	別紙（次頁）を参照してください。

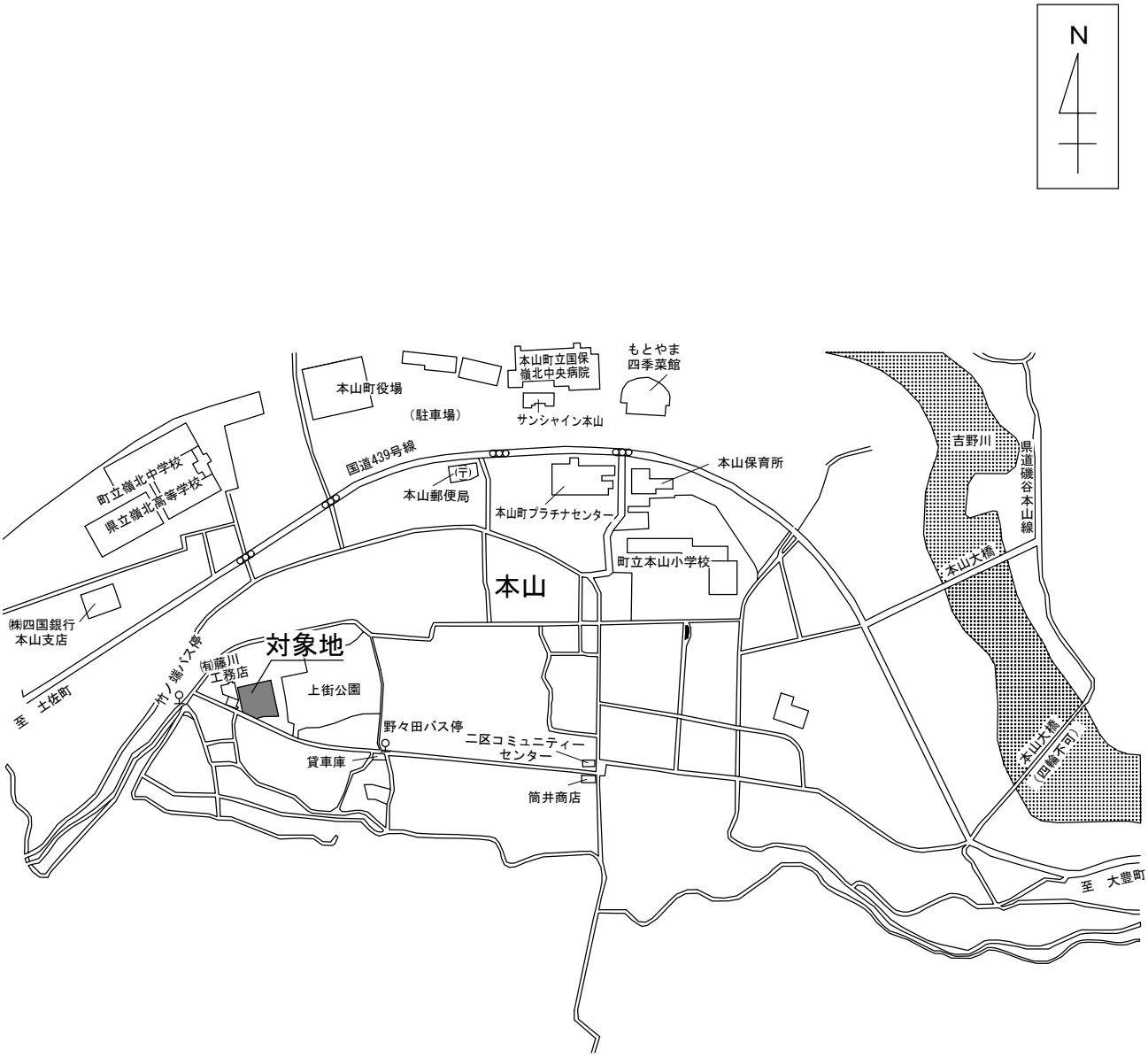
※　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ずご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号　1409

◎本物件は、現状有姿による売払いです。
◎接道状況は、南西側の町道で幅員現状3.7～4.0 mあるが、建築基準法第42条第2項道路であることから道路後退の必要の有無については、敷地利用計画時に事前にご確認下さい。（問い合わせ先：本山町建設課）
◎本地は町道より、約0.75～1.65m高くなっています。
◎宅地造成等工事規制区域に指定されており、一定規模以上の盛土・切土等を行う場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条の許可が必要です。（問い合わせ先：高知県土木部都市計画課）
◎土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定されています。（問い合わせ先：高知県土木部防災砂防課）
◎景観法第16条に基づき、本山町景観計画区域に指定されています。（問い合わせ先：本山町政策企画課）
◎以前は国の事務所及び宿舎敷地でした。
◎工作物一式の内訳は、囲障、水道、舗装、土留です。
◎本地北側に土留壁、東側にフェンス及び側溝、南側にコンクリート構造物が設置されています。
◎本地西南側の一部が進入路スロープコンクリート敷であり、一部に土留の擁壁が設置されています。
◎本地北側西隣接地（365番7）にコンクリート構造物が越境しているため、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地東南角土留壁の一部が隣地（365番6）に越境しているため、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地南側スロープ部分の土間コンクリートが隣地（365番7）に越境しているため、当事者間で確認書を交わしています。　（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地南側道路との擁壁の延長で隣地（365番6）に越境しているため当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎敷地西南角の上空に支線及び南寄り上空に空中線1本が越境しているため、当事者間で確認書を交わしています。（詳しくは、高知財務事務所管財課備付の資料を必ず閲覧してください。）
◎本地を含む周辺地域は、本山町による水防法に基づく水害ハザードマップが作成されておりません。詳細については、本山町総務課にご照会ください。
◎「接面道路の状況」欄の「法」とは、「建築基準法」を指しています。

物件番号　　1409

案　　内　　図

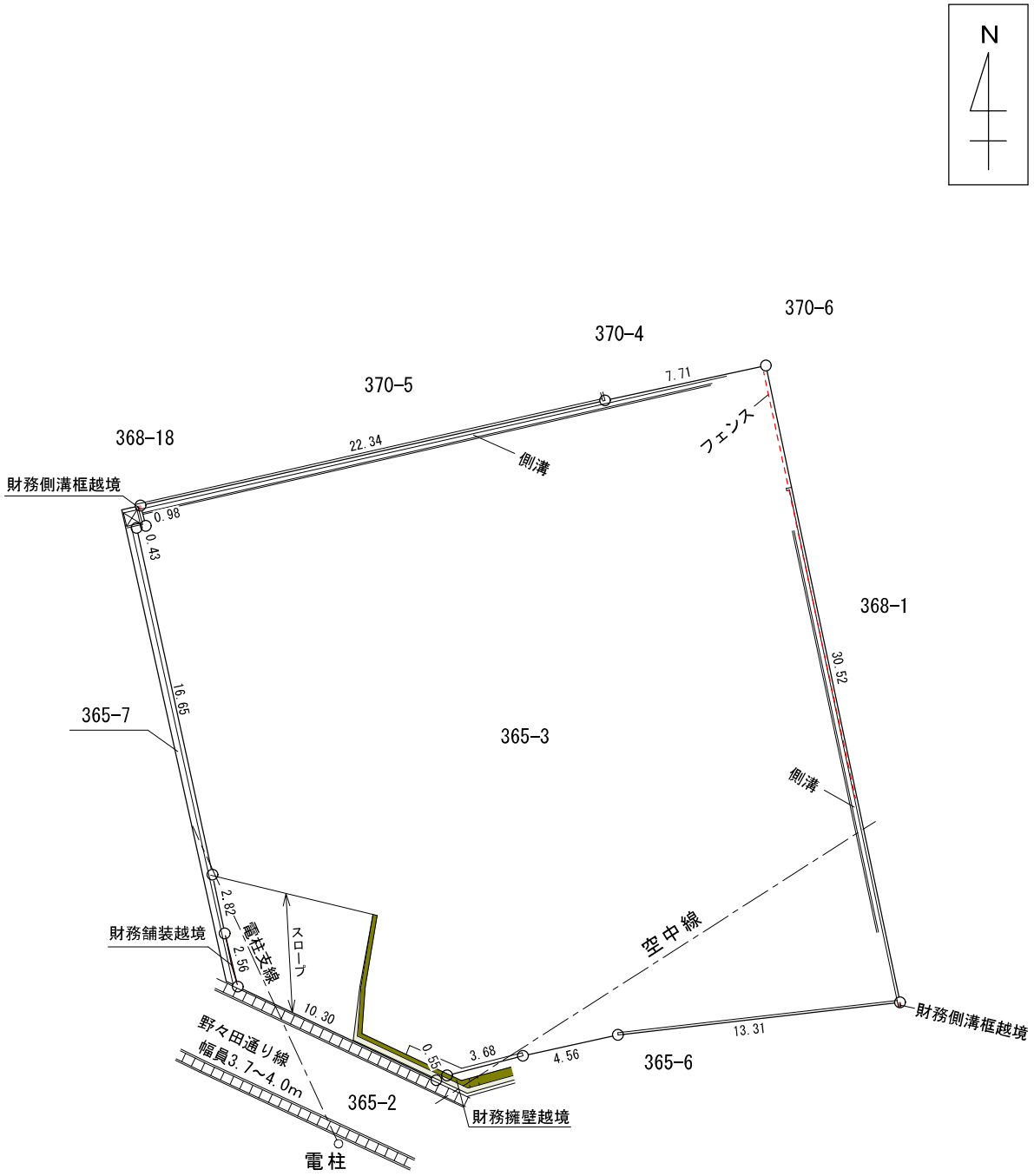


売払物件

※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号　1409

明　細　図



単位：m

高知県長岡郡本山町本山字十王堂365番3	物件番号　1409

現　況　写　真

